

第 32 号議案

令和5年度 豊後大野市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度豊後大野市病院事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病院

病床数	一般病床	156床			
	療養型病床	39床			
	感染症病床	4床	計	199床	
患者数	入院患者数 (一般病床)	50,954人		1日平均	139人
	入院患者数 (療養型病床)	11,428人		1日平均	31人
	外来患者数	70,713人		1日平均	291人

(2) すこやか訪問看護ステーション

利用者数	4,668人	1月平均	389人
------	--------	------	------

(3) 建設改良等の事業概要

設備	128,209千円
器械備品	364,437千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		3,861,156千円
第1項 医業収益		3,355,807千円
第2項 医業外収益		456,304千円
第3項 特別利益		1千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション収益		49,044千円

	支	出
第1款 病院事業費用		4,058,017千円
第1項 医業費用		3,907,734千円
第2項 医業外費用		95,178千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション費用		55,103千円
第5項 予備費		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額257,070千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,786千円及び過年度分損益勘定留保資金212,284千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		467,804千円
第1項 補助金		1千円
第2項 繰入金		2千円
第3項 寄附金		1千円
第4項 企業債		467,800千円

支 出

第1款 資本的支出	724,874千円
第1項 建設改良費	499,968千円
第2項 企業債償還金	220,946千円
第3項 研修資金貸付金	3,960千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
設備整備 及び 器械備品購入	467,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市及び病院財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用とすこやか訪問看護ステーション費用の間における給与費の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 給与費 2,472,792千円
- (2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院運営及び医療器械等施設整備のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、504千円である。

(1) 収益的収入

一般会計から	小児救急医療対策事業補助金	501千円
国民健康保険特別会計から	国民健康保険保健事業補助金	1千円

(2) 資本的収入

国民健康保険特別会計から	国保診療施設整備補助金	2千円
--------------	-------------	-----

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、538,239千円と定める。

令和5年2月20日提出

豊後大野市長 川野文敏